

高 第 8 2 6 号  
令和7年12月12日

訪問看護ステーション

看護小規模多機能型居宅介護事業所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

管理者様

島根県健康福祉部高齢者福祉課長  
(公印省略)

### 令和7年度島根県訪問看護師確保対策事業補助金について（通知）

このことについて、島根県訪問看護師確保対策事業補助金交付要綱第7条における「知事が別に定める日」を下記のとおり定めました。

つきましては、本補助金の交付の申請を行おうとする場合は、交付要綱及び実施要綱をご確認いただき、同条に定める様式及び関係書類をメールで提出してください。

#### 記

1. 交付要綱第7条に定める日（交付申請提出期限）：令和8年1月30日（金）
2. 対象となる者の雇用開始期間：令和7年4月1日以降新たに雇用される者
3. 提出書類について  
交付要綱に定める様式及び関係書類を提出してください（実施要綱別紙ご参照）。
4. 提出先  
メール：kangosikakuhojin@pref.shimane.lg.jp  
※ 郵送・FAXによる提出は受け付けません。メールで提出してください。  
※ メールは上記アドレスに送信されたもののみ受け付けます。  
※ 申請書提出後、1か月程度経過した時点において県から連絡がない場合は、その旨をご連絡ください。
5. 添付書類  
 島根県訪問看護師確保対策事業補助金交付要綱  
 島根県訪問看護師確保対策事業補助金実施要綱

<問合せ先>  
〒690-8501 松江市殿町1番地  
島根県健康福祉部高齢者福祉課  
地域包括ケア推進室  
TEL:0852-22-6182